**
界
本品
Ш
壯
鱼
*条例
<\\
*
<₩
辦外
문
\blacksquare
田田1

	イトリルト・コンパン・スト
現行	改正案
第1条 省略	第1条 省略
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)
第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。	第2条 議員(議長を除く。)は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
経営政策常任委員会 7人	経営政策常任委員会 7人
市長公室、危機管理課、経営管理部、会計課、上下水道部、消防本部(消防	総合政策部、経営管理部、会計課、上下水道部、消防本部(消防署の所管に
署の所管に関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、	関する事項を含む。)、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員
農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並	会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の
びに他の常任委員会の所管に属しない事項	常任委員会の所管に属しない事項
福祉教育常任委員会 7人	福祉教育常任委員会 7人
子ども・未来部、福祉共生部及び教育委員会の所管に関する事項	子ども・未来部、 <u>共生社会部</u> 及び教育委員会の所管に関する事項
生活地域常任委員会 7人	生活地域常任委員会 7人
<u>地域創生部</u> 及びまちの再生部の所管に関する事項	地域共創部及びまちの再生部の所管に関する事項
予算決算常任委員会 21人	予算決算常任委員会 21人
予算及び決算に関する事項	予算及び決算に関する事項
以下省略	以下省略